

静岡文化芸術大学地域連携センター長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学地域連携センター長（以下「センター長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の事由)

第3条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) センター長が辞任したとき。
- (4) センター長が前各号以外の理由により欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 センター長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号による場合は、その事由が生じる以前に行う。
- (2) 前条第3号及び第4号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考及び任命)

第5条 学長は、静岡文化芸術大学の職員のうちから、センター長候補者を選考して、理事長に申出をする。

2 理事長は、前項の申出に基づきセンター長を任命し、役員会に報告をする。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定はこの規則の制定の日から施行するものとする。